

会 議 録

会 議 名	平成28年度第2回東松山市立小・中学校通学路選定委員会					
開 催 日 時	平成29年3月10日（金）		開 会	15時30分		
			閉 会	17時00分		
開 催 場 所	東松山市総合会館2階201会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）桜山小学校及び野本小学校の通学区域変更に伴う通学路の選定（案） について 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		2人	
委員出欠状況	委員長	梅澤 潤次	出席	副委員長	新井 弘	出席
	委 員	塩原 憲孝	出席	委 員	鈴木 克俊	出席
	委 員	横田 正芳	出席	委 員	内山 昌宣	出席
	委 員	鈴木 啓正	出席	委 員 （代 理）	三井田 哲也 （鈴木 久生委員の代理）	出席
	委 員	森田 好一	出席	委 員 （代 理）	江口 功一 （杉山 元委員の代理）	出席
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部長 澤田 喜雄		
	教育部次長 関口 敬氏			学校教育課主査 小見 慶治		
次 第	顛末					
1 開会	（進行を事務局の学校教育主査が務める旨を説明）					
2 あいさつ	（梅澤委員長及び中村教育長より挨拶）					
3 議事 事務局	<p>本日は、鈴木久生委員の代理として、東松山警察署の三井田哲也副署長、杉山委員の代理として、東松山市建設部の江口功一次長に出席いただいております。東松山市立小・中学校通学路選定委員会条例第6条第2項に規定される会議の定足数である過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立したことを報告いたします。</p> <p>次に、本委員会は原則公開としていますが、本日は2名の傍聴希望者がいます。傍聴を許可してもよろしいでしょうか。</p>					

<p>委員長</p>	<p><異議なし></p> <p><傍聴者入室></p> <p>それでは、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長に議長として議事の進行をお願いいたします</p> <p>議事に入る前に、会議録の署名委員を指名いたします。本日は、名簿順で、横田委員と内山委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日の資料について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の配付資料は、2月21日に実施しました桜山小学校周辺の道路等の現地確認で指摘のあった事項等を記入した地図と現況写真です。なお、前回の会議において、毛塚地区の方々から、九十九川沿いの自転車・歩行者専用道路を通学路として使用したいとする要望書が提出されましたが、現地確認の際には、当該道路は河川管理用であるため、増水時の安全性を考慮すると通学路とすることは難しいという意見がありました。このことについて、2月22日に高坂地区で開催しました通学区域の変更に関する説明会でお話ししたところ、毛塚地区の方から、介護老人保健施設（わかばの丘）西側の道路を南方面へ進み、九十九側のしみず橋を渡り、学童保育所さくらやまクラブ方面に向かう道路を通学路とすることを検討してほしいという要望がありました。このルートについては、資料の地図では黄色で示していますので、通学路とすることについてご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて、前回の会議の中で、あずま町から野本小学校への通学についてバスを運行した場合、発着場所として想定している野本市民活動センターから野本小学校に至る徒歩ルートについても確認しておく必要があるのではという意見がありましたので、仮にセンターを発着場所とした場合に想定される徒歩ルートについて説明します。この場合は、センター周辺に住んでいる児童と同様、センター西側の道路を国道407号の交差点まで北方面へ進み、国道407号の右側の歩道を通行し、野本小学校西歩道橋のある地点で右折して野本小学校の北側から回り込むルートとなります。センターから野本小学校に至る徒歩ルートは、既に野本小学校が通学路として指定しているルートを使用することとなります。</p>

<p>委員長</p>	<p>説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明について、ご意見やご質問、補足等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>横田委員</p>	<p>事務局から説明のありました資料において黄色で示されたルートについて、毛塚地区の方々から要望書をお預かりしております。事務局の説明と同様の内容と思われませんが、お配りしてもよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、配付してください。</p> <p><要望書を配付></p> <p>配付資料の内容等も踏まえまして、事務局の説明について、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p><なし></p> <p>それでは、まず、毛塚北地区から桜山小学校に至る通学路について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>毛塚北地区について、資料のグリーンベルト既設箇所は、高坂小学校への通学路となっているルートです。桜山小学校に向かう場合、このルートを逆に向かう形となります。資料で⑦・⑧と現況写真が示された道路を通り、谷川大橋に向かうルートとなります。このルートについて、横田委員はいかがでしょう。</p> <p>横田委員</p> <p>資料で⑦・⑧と現況写真が示された道路を西方面に進み、右折してから水色で示されたルートに至るまでの区間は、道路沿いに農業用水路があり、転落事故を起こす可能性があり厳しいのではないかという意見が前回ありました。そのことに対し、何らかの対策ができるのであれば、通学距離が</p>

<p>委員長</p>	<p>短くなるため、よろしいのではと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料で⑦・⑧と現況写真が示された道路の坂道を西方面に下り切って、右折してから谷川大橋に至る道路との交差点までの50m程の区間は用水路があり危険とのことですが、事務局はいかがでしょうか。</p>
<p>江口次長</p>	<p>前回の会議で、この水路は農業用のため、蓋を架けられる構造ではないとの話がありました。このため、他の方法で何らかの安全対策を講じることができるのであれば、通学路とすることが検討できるのではないかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>この農業用水路は柵渠といわれる構造で、単純に蓋を架ければいいという構造ではありません。このため、蓋を架ける場合は、水路そのものを改修する必要があります。</p>
<p>委員長</p>	<p>毛塚北地区からの要望は、通学路（案）よりも交通量が少なく、また、近いという理由からこのルートを使用したいという内容ですが、水路については触れられていません。</p>
<p>横田委員</p>	<p>例えば、用水路に注意喚起の柵等を設置することはできるのではないのでしょうか。その区間だけでも対応していただければ安心だと思います。</p>
<p>江口次長</p>	<p>転落防止柵の設置については、基礎を据え付ける場所の状況を確認する必要がありますが、基本的には可能な対策の一つだといえます。</p>
<p>横田委員</p>	<p>転落防止柵が設置できれば、通学路として使えると思います。</p>
<p>江口次長</p>	<p>いずれにしても、転落防止の対策がない場合は、このルートを通学路とすることは難しいと思います。ただし、防止柵の設置は今回初めて出た話ですので、施工時期等について、今後、予算面等の調整が必要となります。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、転落防止の対策を行うことを前提として、通学路として選定するということよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>

委員長	<p>次に、毛塚南地区から桜山小学校に至る通学路についてですが、先ほど配付された要望書では、資料の地図において黄色で示されたルートが第一候補となっています。このルートには、現在の桜山小学校の通学路が一部含まれていると思いますが、いかがでしょうか。</p>
塩原委員	<p>資料で⑳と現況写真が示された小田原神社の辺りから、西方面に進むと交差点があります。ここから先は、既に通学路となっています。また、学童保育所さくらやまクラブに行く児童は、黄色で示されたルートを使用していますので、通学路としての安全性は問題ないのではと思います。</p>
委員長	<p>黄色で示されたルートのうち、小田原神社から桜山小学校までの区間は既に使用しているということです。それ以外の区間、しみず橋を渡って右折し、小田原神社の手前に至る道路を新たに通学路とすることについては、いかがでしょうか。</p>
横田委員	<p>資料の現況写真で①の辺りから南方面へ向かい、⑱の場所を右折することとなりますが、この道路は⑤の辺りから⑲の場所まで南方面に向かって坂道となっていて、車のスピードが非常に出ています。また、坂戸方面との抜け道となっていて、交通量も多いです。このため、児童が道路を横断する箇所については、何らかの形で標示を行い、注意喚起をしなくてはならないと思います。</p>
委員長	<p>資料の①から⑱の場所までは道路の左側を歩く形となるのでしょうか。</p>
横田委員	<p>資料の②の場所から西方面に進んだ先の交差点で渡るのは見通しが悪いので、⑳・㉑方面に進み、見通しが良い場所で渡る方がいいと思います。</p>
委員長	<p>道路を渡る箇所の対応については、いかがでしょうか。横断歩道ということになるとと思いますが。</p>
新井委員	<p>横断歩道の設置については、警察署のご協力が必要となりますが、市として要望することはできます。</p>
横田委員	<p>このルートを通学路とするのであれば、横断歩道と注意喚起の標示は</p>

	必要になると思います。
新井委員	注意喚起の看板を設置することは可能です。横断歩道についても、必ず設置するとはいえませんが、要望することは可能です。
委員長	それでは、要望していくということで、よろしいでしょうか。
新井委員	はい。
委員長	このルートについて、他にご意見はございますか。
森田委員	資料の⑰・⑱の道路は農道ですが、舗装されている幅はどの程度でしょうか。
事務局	車が1台通れる程度の幅です。
森田委員	この道路には信号機がないため、コンバインや軽トラックがスピードを出して走ることが考えられますので、「速度を落としてください」という標示はあった方がいいと思います。
新井委員	それについては、先ほどの注意喚起の看板と同様、設置することは可能だと思います。
委員長	そのほか、はじめは1年生のみの登下校となりますので、誘導員を配置していただくということになると考えられます。
森田委員	農繁期はコンバインや田植え機等が多くなり、好奇心で機械に近づいてしまうと非常に危ないため、児童には十分に話しておく必要があると思います。
委員長	このルートについて、他にはいかがでしょうか。
江口次長	⑰・⑱の写真で確認できるとおり、道路沿いに農業用水路があるため、降雪時は誤って踏み入れる恐れもあります。はじめは誘導員を配置するという話であれば、当面はよろしいかと思いますが、将来的にはこうした

	<p>箇所の安全対策も必要となってくることが考えられます。</p>
森田委員	<p>農業用水路に蓋を架けてしまうと農業者にとって非常に使いづらい水路となってしまうことも懸念されますので、安全対策にあたっては、農業をされている方々と協議したほうが良いと思います。</p>
江口次長	<p>水路の水は農業をされる方々が利用するものですので、安全対策を検討する場合は、協議が必要となります。</p>
委員長	<p>毛塚南地区からは、資料においてオレンジ色で示されたルートが第二候補として要望されています。このルートは、歩道は整備されていますが、黄色で示されたルートよりも約200m距離が遠くなります。地区の方々の第一候補は農道を通るルートですので、農道の区間の水路が危険ということであれば、行きは左側通行、帰りは右側通行として、水路の反対側を通行するという安全対策を取るということで、黄色で示されたルートを選定するいうことでもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
塩原委員	<p>別の区間ですが、現在使用している桜山小学校の通学路と異なる箇所がありますので補足します。資料では、小田原神社の辺りから西方面に進んだ先の交差点から、さらに西方面へ坂道を上り、坂本橋を過ぎた先にある信号のある交差点を右折して桜山小学校に至るルートとなっておりますが、現在の通学路は、その交差点の手前にある細い道を右折して北方面に向かうルートとなります。</p>
委員長	<p>既に通学路として使用しているいうことは、安全といえると考えられますので、その箇所については、現在の桜山小学校の通学路に合わせる形で変更するいうことでよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>それ以外の区間については、黄色で示されたルートを選定いうことでよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>

それでは、以上で教育委員会から諮問された通学路（案）に対する審議が一通り終わりましたので、今一度確認いたします。

まず、野本小学校へ通う通学路については、諮問された通学路（案）のとおりとする。また、桜山小学校へ通う通学路については、諮問された通学路（案）のルートに、毛塚地区から要望のあったルートを一部追加するというところでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、この内容で答申案を整理させていただいてよろしいですか。

<異議なし>

それでは、よろしく願いいたします。

<答申案の整理>

それでは、答申案をお配りさせていただきますので、内容をご確認のうえ、ご意見がありましたらお願いいたします。

<答申案を配付>

特にご意見がないようでしたら、お示ししました答申案を本委員会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、改めて確認いたしますが、この答申案を出席委員の皆様の総意として選定委員会の答申とすることにご異議はありませんか。

<異議なし>

それでは、全員賛成と認めます。委員の皆様には、慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上でこの審議を終了させていただきます。ご協力に感謝いたします。

